

# 交通安全情報

## 労働時間と健康管理

令和 3.11.18  
千代田運輸(株)  
安全管理部

乗務員の労働時間は、他の産業と比べて長時間に及ぶ実態があることから、労働基準法のほか「改善基準」が定められています。

主な内容は以下のとおりです。

管理者はもちろん乗務員も内容をよく理解し、遵守に努めてください。

### 連続運転時間について

- 4時間以内  
(運転の中断には、4時間30分のうち1回連続10分以上、かつ合計30分以上の運転離脱が必要)

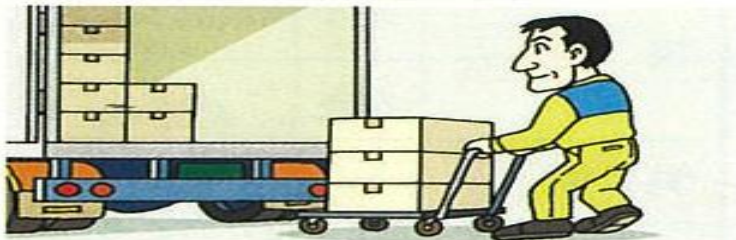
### 休息期間について

- 継続8時間以上  
(運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること)



### 拘束時間について

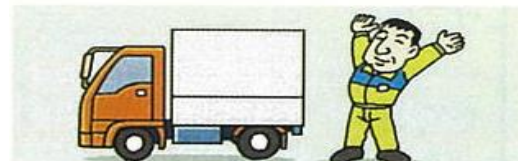
- 1日：原則 13時間  
最大 16時間  
(15時間超は1週2回以内)



- 1ヵ月：293時間  
(労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲内で320時間までの延長が可能です)

### 運転時間について

- 2日平均で1日当たり9時間
- 2週平均で1週間当たり44時間



### 休日労働について

- 2週間に1回以内、かつ1ヵ月の拘束時間および最大拘束時間の範囲内

